

[19 May 2004 発表 アムネスティ報告書]

amnesty international

ビルマ（ミャンマー） 少数民族ロヒンギャ：基本的人権の否定

The Rohingya Minority: Fundamental Rights Denied



AI Index: ASA 16/005/2004

国際事務局：1 Easton Street, London WC1X 0DW, UNITED KINGDOM

2004年12月 翻訳・発行

(社) アムネスティ・インターナショナル日本 ビルマ（ミャンマー）調整チーム

目次

第1章	はじめに	1
第2章	背景	2
	ロヒンギャ反政府武装グループ	4
	地方の治安維持部隊	4
	バングラデシュに流出する難民	5
第3章	少数民族の人権や差別に関する国際基準	7
第4章	ビルマにおけるロヒンギャの法的取り扱い	9
	国籍法	9
	国際基準との整合性	10
	国籍に関するその他の政策と実施	11
	「家族リスト」に関する行政	12
	国籍法、その方針と行政がロヒンギャにもたらす影響	12
第5章	移動の規制	14
第6章	強制労働	18
第7章	土地没収、強制移住、住居破壊	24
	「モデル村」とは	24
	土地の没収と強制移住に関する他の事例	26
第8章	強奪と恣意的な課税	30
	家族の出生届けと死亡届	31
第9章	その他の制限	33
	婚姻許可	33
第10章	結論と勧告	35
	移動の自由	35
	強制移住と住居破壊	35
	強制労働	35
	無国籍の問題	35
	ビルマ軍政に対する勧告	35
	国連難民高等弁務官（UNHCR）への勧告	36
	国際社会への勧告	36
資料	ビルマ（ミャンマー）国籍法	38

ビルマ（ミャンマー） 少数民族ロヒンギャ：基本的人権の否定

第1章 はじめに

一般にロヒンギャとして知られるイスラム少数民族はビルマ（ミャンマー）西部のラカイン州北部に暮らしているが、さまざまな制約と人権侵害に苦しんでいる。ロヒンギャの人びとは移動の自由が厳しく制限され、大半はビルマ国籍を事実上否定されている。彼らはまた、あらゆる形の強奪、恣意的な課税、土地没収、強制移住、住居破壊、結婚の資金面での制限などを受けている。ラカイン州北部における強制労働は過去10年間で減少してきているものの、ロヒンギャの人びとは依然として道路建設や軍施設での強制労働者として利用されている。

ロヒンギャが負わされる制約はラカイン州あるいはビルマ全土に居住する他の少数民族に対するものと同程度とは思われず、上記のような慣行はその他の基本的人権の侵害と合わせて、ロヒンギャに向けられた差別であると言える。これらの制限と虐待、彼らに対する一般的差別は、多くのロヒンギャにとって適切な生活水準を維持する権利の侵害に当たる。結果的には何千もの人びとが隣国のバングラデシュやその他の国に流出している。

本報告書は昨年アムネスティ・インターナショナルが得ることができた約50人のロヒンギャの証言に基づいて作成された。インタビューは、予備調査実施要項に従い、非公式かつ内密に行われた。他の信頼できる筋からの情報も証言を裏付けるために使用されている。インタビューに応じた人の安全を保障するため、特定の個人を識別する内容は削除されているが、公共の消息筋から得られた情報は適切な箇所に掲載されている。

ビルマ軍政は、さまざまな国際人権条約のほとんどに加盟していない。アムネスティは国家平和発展評議会 SPDC（State Peace and Development Council）に対し、これらの条約に加盟するよう重ねて勧告してきた。しかしながら、加盟していないという事実を理由に SPDC が基本的人権を尊重する義務から免れることはできない。基本的人権の尊重は、国際慣習法のもとにすべての国家に等しく課せられた義務なのである。

第2章 背景

ビルマ人口の約3分の1は少数民族グループで成り立っている。シャン州、カチン州、チン州、カイン州、カヤー州、モン州、ラカイン州の7州の名は、そこに住む民族の名である。これらの州がビルマの中央平野を囲み、平野では多数派のバマー（ビルマ）人が7地区に分かれて暮らす。ただし、各州および地区には民族グループが混在し、たとえば、イラワディ管区にはカイン人が数千人住んでいる。

アムネスティは1988年以来、その多くが反政府武装勢力掃討政策の名目の下に行われる、少数民族の民間人に対する軍部の人権侵害を文書にまとめてきた。人権侵害には強制労働、補償のない強制移住、拷問と虐待、超法規的処刑などがある。アムネスティは、バングラデシュへの第2次大規模流出が起きた直後の1992年にロヒンギャへの人権侵害報告をまとめて出版し、その後もバングラデシュへの難民流出が続いているため、1997年にも再び出版した。⁽¹⁾

ロヒンギャの大半はビルマ西部の地理的に孤立した地域におり、海岸平野と河川網、ビルマ中央部から隔てている山岳地帯から成るラカイン州に暮らしている。ナーフ川はバングラデシュとビルマの国境に当たる。

ラカイン州（歴史的にはアラカンと呼ばれてきた）は、1974年の憲法で定められた少数民族7州の1つである。ロヒンギャは、北部の3つの郡—マウンドー、ブーディーダウン、ラデダウン—に大体集中している。ロヒンギャは、バングラデシュのチッタゴン地域で使用される言語に似たベンガリーという言語を話す。これはもともとウルドゥー、ヒンズー、アラビア語が混じったものだが、バマー（ビルマ）語と英語も混じっている。この地域に定住した最初のイスラム教徒は、8～9世紀にラカイン海岸に到着したアラブの船乗りおよび商人であると思われる。その後、ペルシア人、モンゴル人、トルコ人、パシュトゥン人、ベンガル人などのイスラム教徒もこの地域にやってきた。1824～5年から1948年までのイギリス植民地時代⁽²⁾には、チッタゴンから現在のラカイン州に大量の移民が流入した。⁽³⁾ イスラム教徒以外の大きな民族グループはラカインで、彼らは仏教徒である。彼らはバマー（ビルマ）と同類の言語を話す。ビルマの多数派バマー人とは別の政治的、民族的伝統を持つ。ラカイン人は中央ビルマから独立した王国を築き、最後の王国は15世紀に建国

⁽¹⁾ *Union of Myanmar (Burma): Human rights Abuses against Muslims in the Rakhine (Arakan) State* アムネスティ・インターナショナル AI Index16/06/92、1992年5月、および *Myanmar/Bangladesh: "Rohingyas – The Search for Safety"* アムネスティ・インターナショナル AI Index ASA13/07/97、1997年9月、参照。

⁽²⁾ 英国とビルマとの戦争は3回あり、英国軍は第1次英緬戦争のときにアラカンを占領した。

⁽³⁾ Martin Smith、*The Muslim 'Rohingyas' of Burma*（1995年12月11日、オランダ、アムステルダム）のNGOビルマセンターによる会議での報告書）p.3。

され首都をミョーハウン（ミャウウー）に置いていた。この王国は 1784 年にビルマ王ボードーパヤーに征服された。⁽⁴⁾

ラカイン州の人口は、およそ 300 万人と見られる。多数派ラカイン人を除くと、70～150 万のイスラム教徒がおり、その多くはラカイン州北部のロヒンギャである。⁽⁵⁾ また、ムロ、ダイネッ、カミ、テッなど、さらに小さな少数民族グループが数多く存在し、チン人も住んでいる。ラカイン州北部（マウンドー、ブーディーダウン、ラデダウン）の人口は約 80 万人と推定され、その 80% はイスラム教徒である。

ビルマのイスラム教徒の多くは国土全体にわたって都市部に暮らし、その合計は全人口の 4～5% を占めると思われる。ロヒンギャという言葉は、固有の文化と方言を発展させたラカイン州北部のイスラム教徒を指す。同州には他にもイスラムコミュニティがあり、彼らは好んで自らを「アラカムスリム」と呼ぶ。

ビルマが 1948 年に英国からの独立を獲得した後、多くの民族グループとビルマ共産党がウーヌ率いる中央政府に対して武装蜂起して内戦が勃発した。ラカイン州では、ラカイン人とイスラム教徒のグループが武装グループを結成し、政府に抵抗した。タツマドーと呼ばれるビルマ国軍がこれらのグループの有力者を逮捕し、イスラム組織と休戦協定を結んだのは、1960 年代初頭になってからのことであった。

国家平和発展評議会（SPDC、ビルマの軍事政権）は「ロヒンギャ」と呼ばれる民族グループの存在を否定している。ロヒンギャの大半はビルマ国籍を所有していないようだ。さらに、軍政は彼らを 135 から成る「国内の民族」の 1 つとは認めていない。

「現状を述べれば、ミャンマーには今日 135 の民族が住んでいるが、いわゆるロヒンギャはその中の 1 つではない。歴史的に、『ロヒンギャ』と呼ばれる民族はミャンマーには存在しない。ロヒンギャという名前そのものは、ラカイン州の反体制グループが作ったものである。1824 年の第 1 次英緬戦争以来、イスラム信奉者が隣国からミャンマーのガイガン地方、特にラカイン州に不法入国した。不法移民であるために、彼らは他の民族のような移民証書を持っていない。」⁽⁶⁾

最近では、2004 年 4 月に国連子どもの権利委員会 (UN Committee on the Rights of the Child)⁽⁷⁾ の質問に答え、SPDC は次のように述べている。

⁽⁴⁾ D.G.E. Hall, *A History of Southeast Asia* 第 4 版、MacMillan Education LTD、ロンドン 1988 年、p.151。

⁽⁵⁾ Martin Smith, *Burma (Myanmar): The Time for Change*、Minority Rights Group International、ロンドン 2002 年、p.18。

⁽⁶⁾ ミャンマー連邦外務省によるプレスリリース（1992 年 2 月 26 日）および、ラーミン大佐著 *Political Situation of Myanmar and its Role in the Region*、ミャンマー連邦防衛庁戦略研究所 2001 年 2 月発行 p.95-99。

⁽⁷⁾ 本報告を執筆時現在、CRC（子どもの権利委員会）に対するビルマの第 2 次定期報告書は、

「政府はこれらの人々に対し、出生・死亡登録、教育、保健、福祉などについて、他の民族と同様の完全かつ公平な処遇を行っている。公的記録では、彼らはベンガリー種族のベンガリー民族グループとしてリストに掲載され、ビルマ国内の永住者として認められている。」⁽⁸⁾

しかし、実際には、ラカイン州北部に住むロヒンギャの権利は著しく制限されている。

ロヒンギャ反政府武装グループ

複数あるロヒンギャ武装グループは、過去数10年の間に結成された。これには、ロヒンギャ連帯組織（RSO：Rohingya Solidarity Organization）とアラカンロヒンギャイスラム戦線（ARIF：Arakan Rohingya Islamic Front）があり、両グループは1996年に共同でロヒンギャ民族同盟（RNA：Rohingya National Alliance）を結成した。⁽⁹⁾ 1998年には2つのRSO分派とARIFが統合してアラカンロヒンギャ民族機構（ARNO：Arakan Rohingya National Organization）となった。⁽¹⁰⁾ 1991～92年にロヒンギャイスラム教徒がバングラデシュに難民として流出した後には、一部のロヒンギャ武装グループが難民キャンプで活動を始め、兵士の補充を試みたと言われる。それ以来、武装グループはいくつかの小分派に分裂した。報告によると彼らはバングラデシュ・ビルマ国境地帯にある小さな基地から活動を行っており、大規模な軍隊は所有せず、多くは数十人規模である。

バングラデシュ・ビルマ国境地帯には、その他にも活動を続けているグループが多数存在する。アラカン民族統一党（NUPA：National Unity Party of Arakan）とアラカン軍は主に仏教徒であるラカイン人を基盤とする。別の勢力であるビルマ共産党アラカンはSPDCとの休戦協定に合意し、軍政府が設立した「モデル村」に党員が再定住したケースもあった。しかし、これらのグループは皆、非常に限られた数の軍しか持たず、ラカイン州北部で起こる国軍との衝突は極めて限定的な規模であると思われる。

地方の治安維持部隊

ナサカは、ロヒンギャが自分たちへの人権侵害の実行者としてよく名前を出す治安維持部隊である。ナサカ（NaSaKa）とは、バマー（ビルマ）語で「国境監視」⁽¹¹⁾を表す頭文字である。彼らは国境警備隊で、警察、軍情報部（MI）、ロンテイン（国内安全または暴動取締警察）、税関職員、移民人材省（IMPD：Immigrant and Manpower Department）⁽¹²⁾で構成さ

CRCが検討中である。ビルマは子どもの権利条約に加盟している。

⁽⁸⁾ 2004年4月、CRCに提出されたSPDCの回答（質問第9項）。

⁽⁹⁾ ロヒンギャ民族同盟による声明文、1996年9月28日。

⁽¹⁰⁾ アラカンロヒンギャ民族機構による宣言、1998年12月13日。

⁽¹¹⁾ Nay-sat Lu-win-mu Sit-say-ye hnin Kut-kwey-hmu Hta-na-gyokeとも呼ばれる。*Burma: The Rohingya Muslims; Ending a Cycle of Exodus?* ヒューマンライツウォッチ/アジア、ニューヨーク1996年9月、p.6。

⁽¹²⁾ Immigration and Manpower Department (IMPD)は、1998年にImmigration and Population Department (IPD)に名称変更した。

れる。ナサカは1992年に、当初はラカイン州北部でのみ設立され、SPDCの直接配下、この場合はシットウエーを本拠とする西部軍指揮系統の下にあると考えられている。

信頼できる筋によると、ナサカは9つのセクターに別れ、8つはマウンドー地区、1つはブーディーダウン地区にあり、マウンドー北部のセクター1から始まって、ブーディーダウンのセクター9まで国境沿いに南下する。セクター9はラデダウン地区もカバーする。各セクター内に複数のナサカの施設が存在する。

ロヒンギャの人びとは、移動の自由の制限と恣意的課税を含む虐待が1992年のナサカ設立以降ひどくなったと証言している。アムネスティが得た証言で挙げられたその他の治安維持勢力には、ラカイン州北部に駐留するビルマ国軍部隊、警察、軍情報部(MI)が含まれる。

SPDCは、地方レベルでは村落平和発展評議会(VPDC: Village Peace and Development Council)で表わされる。(地元ではこの評議会は、ローマ字のVPDCではなくビルマ文字の頭文字で呼ばれている。)各村区——大抵はいくつかの村または集落で構成されるグループ——には、評議会議長がいる。議長は村区の全人口がロヒンギャである場合はロヒンギャになり、ナサカは議長を通じて定期的に命令を下す。ロヒンギャでない場合には、議長はラカイン人であることが多い。

バングラデシュに流出する難民

1978年、国軍によるナガミン(ドラゴン王)作戦の後、20万人を超えるロヒンギャの人びとがバングラデシュに流出した。公的には、この作戦は「州内に居住する個人を精査し、法に従って市民と外国人を指定し、国内に不法に流入した外国人に対しては何らかの措置を講ずる」ことを目的としていた。⁽¹³⁾ この軍事作戦は直接市民を狙ったものであり、結果として広範にわたる殺人、強かん、モスクの破壊、宗教的迫害が行われた。⁽¹⁴⁾ 国際的な圧力を受け、ビルマ軍政はバングラデシュに逃れたロヒンギャの多くの帰国を認めた。国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)はバングラデシュ難民キャンプに駐留したが、ラカイン州には駐在せず、本国帰還のプロセスにも関与しなかった。

1991-92年の間、25万人以上ものロヒンギャが新たにバングラデシュに流出した。彼らは強制労働、即時処刑、拷問、強かんなどを報告している。ロヒンギャの人びとはインフラ整備や経済プロジェクトにおいて、多くの場合過酷な状況下で、国軍による無償労働を強いられている。ロヒンギャに対するその他の人権侵害も、治安維持部隊による強制労働に関連して数多く発生している。⁽¹⁵⁾

1992年の終わりから1994年初頭までの間に、バングラデシュ当局はビルマ軍事政権との

⁽¹³⁾ *Burma: The Rohingya Muslims; Ending a Cycle of Exodus?* ヒューマンライツウォッチ/アジア、ニューヨーク1996年9月、p.10も参照のこと。

⁽¹⁴⁾ *Union of Myanmar (Burma): Human Rights Abuses against Muslims in the Rakhine (Arakan) State*, アムネスティ・インターナショナル ASA 16/06/02、1992年5月。

⁽¹⁵⁾ 同書。

非公式な合意に達した後、約 5 万人のロヒンギャを強制帰国させた。1993 年 11 月に公式な協定 (Memorandum of Understanding) が UNHCR と軍政との間で交わされると、UNHCR はラカイン州に地上軍を創設し、再統合プログラムの実施と帰還民の保護に当たさせた。UNHCR は、1994 年 4 月、ロヒンギャのための自発的大規模難民帰還および再統合プログラムを開始した。この時、国際支援団体は、帰還プロセスが実際に自発的なものかどうか懸念を表明した。⁽¹⁶⁾

UNHCR の駐留にもかかわらず、ロヒンギャの民族性に基づく差別、地元当局の手によるさまざまな規制と虐待は彼らを苦しめ続けている。UNHCR がラカイン州に保護的役割を果たすようになって以来、強制労働は減少しているものの、ロヒンギャの人びとはバングラデシュへ流出し続けてきた。1996 年以降の正確な難民数は明らかではないが、何万人にも上ると見られている。バングラデシュ政府はこれらの新規難民が難民キャンプにアクセスすることを拒み、彼らは「経済移民」であると主張して UNHCR が彼らを保護することを許可しない。⁽¹⁷⁾

UNHCR が施行したロヒンギャのビルマへの大規模帰還は、1994 年 4 月から 1995 年 12 月の間に行われた。この時以降、帰還はスローダウンしている。現在までに、総計で 23 万 6 千人のロヒンギャがバングラデシュからラカイン州に帰還した。2004 年初頭には、約 2 万人のロヒンギャがバングラデシュ南部、コックス・バザールにある難民キャンプ、クトゥパロンとナヤパラに残っていた。このうち 7 千人はビルマ軍政当局によって帰国させられた。2003 年には、バングラデシュ政府が帰国を強制しているとの報告の中、約 3 千人がビルマに帰還した。オランダの国境なき医師団 (MSF) には、ビルマへの帰国に応じない場合の脅迫から暴力による直接的な脅しまで、多岐にわたる 550 通の苦情がロヒンギャの家族から寄せられた。⁽¹⁸⁾

⁽¹⁶⁾ *Rohingyas: Forcibly Repatriated to Burma*、国境なき医師団 (パリ)、1994 年 9 月 22 日、および *Awareness Survey: Rohingya Refugee Camps*、国境なき医師団 (オランダ)、バングラデシュ コックス・バザール地区 1995 年 3 月 15 日、参照。

⁽¹⁷⁾ *Myanmar/Bangladesh; Rohingyas – The Search for Safety*、アムネスティ・インターナショナル AI Index: ASA 13/07/97、1997 年 9 月。

⁽¹⁸⁾ *Rohingyas subject to intimidation, threats and violence; Bangladesh puts heavy pressure on Rohingyas to return*、国境なき医師団 (オランダ) プレスリリース、ダッカ/アムステルダム 2003 年 9 月 19 日。

第3章 少数民族の人権や差別に関する国際基準

「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」
(世界人権宣言第1条)

人種差別の禁止は、国際慣習法の一部である。国際司法裁判所が明言するように、人種差別からの保護は、まさにその性質上、「すべての国家の関心事である」義務のひとつであり、「包含される権利の重要性に照らし、すべての国家がその権利が保護されることに法的利益を有するとみなされる。」⁽¹⁹⁾

国連加盟国としてビルマもまた、「すべてのものが人種、性別、言語、宗教による差別なく、人権や基本的な自由のために尊重され、それらを遵守するために」⁽²⁰⁾ 方策を採る義務を負っている。差別は人権の観念そのものに対する攻撃であり、すべての人間はその価値と尊厳において平等であるという考えを否定することなのである。ここに、国際人権法が「反差別の原則」を基礎にしている根拠がある。世界人権宣言の起草者たちは、反差別の原則がこの宣言の根幹である、とはっきり述べている。

世界人権宣言の第2条によると、すべて人は、「人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国籍若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位」といった区別なく、この宣言に規定されているすべての権利を享受することができる。同じような表現が、「市民的および政治的権利に関する国際規約」(ICCPR:自由権規約)と、「経済的、政治的および文化的権利に関する国際規約」(ICESCR:社会権規約)のいわゆる「アイデンティティ条項」にも見られる。実質的に同じ文言は、世界各地域の人権条約(汎アメリカ、アフリカ、ヨーロッパ)や、「国連子どもの権利条約」にも見られる。

個々人のアイデンティティの基礎における反差別の考え方はまさに国際人権法の中心となるものであるため、いわゆるアイデンティティ条項は、こういった条約の最初もしくは二番目に置かれている。人は自ら変更できない特性(たとえば、人種や民族的出自)ゆえに、あるいは人の存在の中核をなすために無理やり変更するべきではない特性(たとえば宗教)ゆえに、その権利を奪われることは国際的な人権原則に違反する。これがアイデンティティ条項の背景となる考え方である。

上記に挙げたような一般的な条約に加えて、特定のタイプの差別に対処するためにつくられたいくつもの国際条約や文書がある。ここで扱う問題にとりわけふさわしいのは、「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約(1965年)」と「宗教または信仰に基づくあらゆる種類の不寛容および差別の撤廃に関する宣言(1981年)」である。

「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」は、その第1条において、人種差別を次のように定義している。

⁽¹⁹⁾ バルセロナ・トラクション事件 Barcelona Traction, Light and Power Ltd (Belgium v. Spain) 国際司法裁判所 1970年、p.32 参照。

⁽²⁰⁾ 国連憲章第55条(c)および第56条。

「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するもの」

加えて、国家が少数派に属する人びとに特に払うべき注意については自由権規約第 27 条に次のように規定されている。

「種族的、宗教的又は言語的少数民族が存在する国において、当該少数民族に属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない」

1992 年、国連総会は「民族的もしくは人種的、宗教的、および言語的少数派に属する人びとの権利に関する宣言」を採択した。ここには、少数派に属する人びとの権利が細かく述べられているが、それは以下のようなものである。その固有の文化を享受し、その固有の宗教を信仰・実践し、その固有の言語を使う権利。その個人的特質を公に明らかにし、その文化、言語、宗教、伝統や習慣を広げる権利。文化的、宗教的、社会的、経済的、そして公的生活に、実質的に参加する権利。自分が属する少数派に関する、あるいは自分が居住する地域に関する事項について、全国レベル、あるいは、必要ならば地域レベルの決定のプロセスに参加する権利。自分の属する集団の他の構成員との自由かつ平和的な接触を、いかなる差別もなく、確立し維持する権利。

この宣言の第 4 条 1 項は、「少数派に属する人びとが、法の下でいかなる差別もなく完全な平等に基づいて、すべての人権と基本的自由を、完全かつ効果的に行使できるよう、国家は手段を講じなければならない」と規定している。

このレポートに詳述されているロヒンギヤに対する人権侵害と制約は、国際慣習法にいう人種差別禁止の原則に違反しており、またそれ以外の人権侵害にも相当するのである。

第4章 ビルマにおけるロヒンギャの法的取り扱い

国籍法

ビルマの国籍に関する法律は、制定以来こんにちまでますます抑圧的かつ複雑になってきている。現行法は1982年ビルマ国籍法⁽²¹⁾であるが、その前の1948年法がすべての国民に平等な権利を認めていたのに対し、現行法では国民を3つのカテゴリーに分けている。すなわち、国民(full citizens)、準国民(associate citizens)、帰化国民(naturalized citizens)の3種類である。

1982年法ではさらに、軍政管轄の「中央機関」を設けており、この機関に特定の国籍問題について決定をくだす幅広い権限を与えている。⁽²²⁾ 例えば「中央機関」は、準国民および帰化国民が持つ権利、持たざる権利を自由に決定することができ(53項)、また、「国家に対する反意や不誠実を示す言動その他」(35項d、58項d)や「不道徳行為」(35項f、58項f)などを理由に国籍を取り消す自由裁量権をもつ。内閣評議会に対して不服申し立てをすることは可能とされている(71項)が、それを処理する機関は存在しない。中央機関、内閣評議会のいずれも、決定に関して理由を明らかにする義務は無い。

SPDCは、軍政の公式記録では「ロヒンギャはミャンマー国内で永住権を認められる」と述べているにもかかわらず⁽²³⁾、大多数のロヒンギャが3つの国籍カテゴリーのいずれにも認められずにいる。

1. ロヒンギャは1982年国籍法の第3項に述べられているような同国の少数民族とは見なされておらず、よってロヒンギャの人びとは国民として不適格とされる。
2. 1948年国籍法のもとで国籍の資格があったロヒンギャは少なく、また、その時点で国籍申請をしていた者も少なかった。1948年国籍法のもとで国籍申請をしていたことが、1982年国籍法では準国民の資格の条件とされている。1948年法の時点では、法律のことを知っていた者や、その重要性を理解していた者はほとんどいなかった、と報告されている。
3. 帰化国民の資格に関しては、1948年1月4日以前から同国に住んでいたことを「結論として証明する」、あるいは、法が求める血縁関係の証明ができる書類を持っているロヒンギャの人びとはごくわずかしかない。居住の証明にはその一戸に住む家族全員の名前が記されている「家族リスト」を用いてもよいが、これは単に家族の名前と生年月日を示すだけである。これでは出生地が示されず、1982年法で求められている

⁽²¹⁾ ビルマ国籍法、Pyithu Hlittaw Law No.4、1982年10月発効。

⁽²²⁾ 国籍法67項の定めるところにより、中央機関は軍政がこれを設立し、内務省・防衛外交省がこれを構成する。

⁽²³⁾ 2004年2月に子どもの権利委員会が発表した「ミャンマー定期報告書第2巻の考察に関連して取り上げられるべき諸問題リスト」に対して、SPDCが2004年4月に提示した回答。

ような、人びとがビルマ国内で生まれたという「結論を導く証拠」にはならない。いづれにせよ、中央機関が持つ大きな権限のもとでは、いかに論理的に国籍の資格があっても、現実的には取得不可能である。

1982年法は、同国に住むインド系国民や中国系国民の大多数に対しても差別的である。⁽²⁴⁾しかし、1978年に国外に避難したロヒンギャの人びとが帰還した直後にこの法律が発布されたことを考えると、この法はロヒンギャの国籍取得を妨げるという特別な意図で作られたのではないかと、という識者もある。

1982年国籍法は、こうしてロヒンギャの人びとの大多数を、ビルマ国籍に不適格とならしめた。この法では、無国籍の民に関する条項を設けていない。

国際基準との整合性

1982年法のもとでは、大多数の国民にとっては、ある特定の「民族」に属していさえすれば国籍取得ができる。しかし、ロヒンギャを含む他の民族の人びとは、たとえ家族が1948年の独立以前から、あるいははるか遡って1823年からビルマに住んでいたことを証明できたとしても、国民（full citizenship）の資格が無いのである。アムネスティはこの国籍法が甚だしく差別的であり、「人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由」⁽²⁵⁾によっても差別なく、人権を保護し尊重すべき国連の加盟国としてのビルマの義務を明らかに放棄せしめている、と憂慮する。

1982年法がもつ「国籍取得に必要な条件の過剰さ」と、「少数派の人種・民族、特にラカイン州のムスリムに対する差別的影響」⁽²⁶⁾への懸念は、国連ミャンマー問題特別報告者であった横田洋三教授によっても1993年に喚起されていた。横田教授はこの法律を、「無国籍の削減に関する1961年8月30日条約」に法文化されている原則に沿うようにしなければならない、と強く勧告していた。⁽²⁷⁾これらの原則では、その国の領土内で出生し他の場所においては無国籍となる者に対しては、国籍を与えねばならないとする国家の責務など

⁽²⁴⁾ *Burma: The Rohingya Muslims: Ending a Cycle of Exodus?* ヒューマンライツウォッチ/アジア、ニューヨーク1996年9月、p.22-27。

⁽²⁵⁾ 世界人権宣言第2条。

⁽²⁶⁾ ビルマの現政権は、同国民として135の人種を認めており、リストにして公表している。リストには「ラカイン州は7つの民族から成る」と記されている。これは、ラカイン人とラカイン州北部に住む6つの少数民族すなわち、カミ、クウェミー、ダイネッ、マラムジ、ムロ、テッの各民族のことを指している。しかし、ロヒンギャはここで認められていない。ラーミン大佐著『ミャンマーの政治状況と地域における役割』（ミャンマー連邦防衛庁戦略研究所、2001年2月刊）、95-99頁より引用。

⁽²⁷⁾ 国連人権委員会特別報告者 横田洋三著 *Report on the situation of human rights in Myanmar*, 国連経済社会理事会1993年2月17日発表、国連文書番号E/CN.4/1993/37、パラグラフ242(g)。

を述べている。⁽²⁸⁾ ただしこれにも種々の条件があり、その国での居住期間が申請書の提出以前には5年以内であることや、提出前後を含めて10年以内であることなどが求められている。⁽²⁹⁾ また、申請する者は国家治安を脅かす罪で有罪とされたことが無いこと、明らかな刑事犯罪で禁固5年以上の刑に処せられたことが無いこと、などが条件である。⁽³⁰⁾

同じように、ビルマが批准している国連子どもの権利条約でも子どもの国籍権を認めており、この権利の行使を法のもとで保障する国家の義務に関して明確な条項を設けている。子どもが他の場所においては無国籍となる場合は特にそうである。⁽³¹⁾

国際司法裁判所の定めるところによれば、個人が国籍の権利を主張しうる国を特定する際には、個人がある一国に対して持つ諸々のつながりも、情報として考慮されるべきである。一個人が「真正で実効的な」結合が明らかにある一国家の国籍を否定することができないのと同じく、国家も、国籍と市民権を決定する主権を根拠に、そのようなつながりの存在を否定することはできない。⁽³²⁾ よって、アムネスティ・インターナショナルは、たとえ一個人が国籍を主張している国の外で生まれたとしても、例えば個人の居住地や利益の所在、家族関係、家族生活への参加、子どもたちに教え込むべき結びつきなど、考慮されるべき要因がある場合には真正で実効的な結合は成立すると考える。⁽³³⁾ これらの基準は、他所では無国籍となってしまう人びと、特に子どもたちに、明白に該当する。⁽³⁴⁾

⁽²⁸⁾ 無国籍の削減に関する1961年8月30日条約、第1条1項。

⁽²⁹⁾ 無国籍の削減に関する1961年8月30日条約、第1条2項(b)。

⁽³⁰⁾ 当然のことながら、公正な裁判基準にもとづいた場合である。

⁽³¹⁾ 子どもの権利条約第7条。

⁽³²⁾ ノッテボーム事件 *Nottebohm Case* (第2段階判決) 国際司法裁判所、1955年、参照。

(訳注：ノッテボーム事件判決は、「私人と「真正な結合」を有しない国籍国は、その私人とより密接な関係をもつ国に対して外交的保護権を行使できない」とする判例で、いわゆる「実効的国籍原則」を確立したリーディングケースとして知られている。今回の報告書ではこの判例を論拠に、無国籍のロヒンギヤに関して、ビルマ国家との「真正な結合」が存在する以上、この原則に従って国籍権の行使を認めるべきとの主張を打ち出している。)

⁽³³⁾ ノッテボーム事件、参照。

⁽³⁴⁾ この見解は、自由権規約(1966)第12条への国連人権委員会のコメント No.27(67) (国連文書 CCPR/C/21/Rev.1/Add.9) が、移動の自由ということに関して述べている見解からも確認できる。国連人権委員会は、自由権規約第12条4項に示されている「自国」に入国する権利というのは、自国を去った後に再入国する権利ばかりでなく、その国の外で出生した場合(例えば国籍はその国にありながら)に最初に入国する権利をも与え得る、としている。帰国する権利は、自発的な帰還を望む難民にとっては非常に重要である。20項ではさらにこう述べている、「自国」の意味範囲は「国籍のある国」という概念よりも広いものである。それは出生によって、または授けられて得た形式的な意味の国籍にとどまらない。最低限として、個人がある国に対して持つ特別なつながりや権利のために、単なる異邦人とは考えられない、そういった個人をも含むものである。国際法を侵害するようなやり方で国籍を剥奪された人びとや、国籍のある国が他国に合併または譲渡されて、そこで国籍を拒否された人びとなどが、これに該当する。第12条4項の文言はさらに、長期に居住していた国の国籍を恣意的に剥奪されて無国籍となった人びとなど、長期居住者についてさまざまなカテゴリーを含む解釈を認めている。一定の状況下ではその他の要因も個人と国との密接かつ永続的な関係を構築することになり得るため、国家は、居住していた国に戻るための永住権に関し

国籍に関するその他の政策と実施

国籍の3種別制を強化し、個人の国籍が容易に判別できるようにするため、1989年から色別の身分証が導入された。桃色が国民、青色が準国民、緑色が帰化国民用である。この身分証には民族と宗教も明記されている。加えて、1991～1992年の後に UNHCR(国連難民高等弁務官事務所)の支援によってバングラデシュからビルマに帰国したロヒンギャに対しては、黄色の「帰国者身分証」が SPDC より配布された。この黄色のカードは、持ち主がバングラデシュから帰国した、ということを示すにすぎず、これによってビルマ国籍が取得できるわけではない。

1995年7月、UNHCR がビルマ当局に対し、ラカイン州北部のすべてのロヒンギャに何らかの身分証を発行するようにと強く申し入れた後、ビルマ移民人口局はロヒンギャに一時滞在許可を示す暫定登録カード、俗に言われる「ホワイトカード」を発行し始めた。しかしながら、すべてのロヒンギャがこれを受け取っているわけでもない。暫定登録カードには、これは国籍の証明とはならない旨が明記してある。⁽³⁵⁾

一連の政策から明らかに乖離した事例が、短期間だけあった。1990年5月の総選挙の際、ロヒンギャは投票のみならず立候補することまでも許されたという。立候補は通常、国籍を持たない者には許されないものである。ロヒンギャを支持基盤とした国民人権民主党(National Democratic Party for Human Rights)は、ブーディーダウンとマウンドーの選挙区すべてで勝利を収め、4議席を獲得した。しかしシットウェーのロヒンギャの候補者は逮捕され、選挙期間中投獄されていた。その後、1990年総選挙で議席を獲得した他の多くの政党と同様に、国民人権民主党も政府によって1992年3月に政党登録を抹消されてしまった。

「家族リスト」に関する行政

前述したように、ロヒンギャにとっては「家族リスト」への掲載ということが、居住の証として重要である。アムネスティに対して証言してくれたロヒンギャの多くの人が、地元当局が人口調査を行う際にその場に居合わせない住民は家族リストから外されてしまうと不満を述べていた。調査の際に欠席していて、その欠席が移動許可証を以て証明されなければ、多くの場合役人はその人物をリストから抹消してしまう。抹消されるのを避けるために「罰金」を払って済むこともある。それでもなお、欠席した人が移動許可証を全く発行してもらっていないければ、普通は頼るべき道はない。人口調査は大体年に2回ほどナサカによって無作為に行われる。調査では、役人が家族の写真と個々人の写真を撮る。住民はこの写真代を支払わされる。

国籍法、その方針と行政がロヒンギャにもたらす影響

ても、その通知のなかで明らかにしなければならない。

⁽³⁵⁾ UNHCR 顧問 Lisbeth Garly Andersen 著 *Analysis of the livelihood situation of the Muslim population in Northern Rakhine State*、1997年7月31日。

アムネスティは、ビルマ国籍法 1982 年法とその実施のなされかたが、ロヒンギャの人びとの国籍権を著しく侵害している、と憂慮する。この状況は明らかに無国籍者を減らす国際基準に従っておらず、また重大にも、子どもの権利に関する国際基準にも従っていない。さらに、政治的、経済的、社会的および文化的生活においてビルマ国民が持つ人権と基本的自由を、ロヒンギャの人びとが平等な土台に立って認識し享有し行使することを妨げ害することを目的として、あるいはそうした効果を伴いつつ、この国の法と行政が民族による明らかな区別、排除、制限、優先を行っているのならば、これが提示しているのは人種差別と民族差別の明白な例である。⁽³⁶⁾ 国籍、市民権、帰化に関して、ある特定の民族に対する明らかな差別を行うような区別は、許されるべき区別ではない。⁽³⁷⁾

⁽³⁶⁾ あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約 第 1 条 (1)。

⁽³⁷⁾ あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約 第 1 条 (3)。

第5章 移動の規制

ラカイン州北部のロヒンギャは、近くの村に行く時でも、村を出るときは許可を申請しなくてはならない。この規則はラカイン州のラカイン住民には適用されていない。したがって、ロヒンギャの移動の自由はラカイン州の他の住民と比べかなり制限されている。彼らは公的な許可か、お金を出して買う通行証がない限り村の外に出られないため、外で仕事をしたり商品の売り買いや生産ができず、この規則は彼らの生計や食料の確保に深刻な影響を与えている。しかもほとんどのロヒンギャはその許可証の料金を定期的に払う余裕すら無い。およそ半数のロヒンギャが貧しい日雇い労働者で、移動の規制は他の村や町での仕事探しにも大きな影響を与える。村に仕事が無い休耕期には特に問題になる。

2001年の2月、ラカイン州の州都シットウエーのイスラム住民と仏教徒住民の間の緊張が高まり、自治区内に暴動が起きた。殺害された人の数は正確にわかっておらず、イスラム教徒の建物が壊された。その後、ロヒンギャへの移動規制はさらに厳しくなった。

移動規制がロヒンギャの抱える大きな問題のひとつであることは、アムネスティに寄せられた複数の証言でも共通している。これらの規制のために、他の村での仕事探しや行商、漁業を妨げられ、親戚の葬式に参列したり医者に診てもらうことさえできなくなっている。証言した人のほぼ全員が、ラカイン州北部のロヒンギャへの移動規制は2003年から2004年初めにかけて強化されたと述べた。通行証なしで近隣の村を訪れたという例もいくつかあるが、通常は訪問理由を説明し、通行証を申請し、料金を払わなくてはならない。

ロヒンギャが同じ郡内の村に移動したい場合はVPDC（村落区平和発展評議会）に地区内移動許可証を申請しなくてはならない。もし他の郡などのもっと遠くに行きたい場合、彼らは「フォーム4」と呼ばれる別の種類の移動許可証をナサカキャンプの移民局で申請しなくてはならない。

他地区に住む他の民族も地方当局から移動を監視されている。ビルマでは、どんな交通手段の切符を買うにも、どんな事務処理や公的な登録にも、国内の移動の際にも、何らかの種類の身元確認証（ID）が必要である。他の郡から客を迎え、泊める場合には、家長はその客の登録をしなくてはならないという。これを忘れた場合、罰金などの罰則が課される。これらの規制は、反政府活動の無い地域も含み、全国で適用されているようである。⁽³⁸⁾

前述のように、ラカイン州に駐在する国軍部隊は大規模であるが、武装反政府勢力はごくわずかしかな存在しない。にもかかわらず、ロヒンギャはビルマでも最も非道な仕打ちや抑圧にさらされているといえよう。南部マウンドー郡出身のロヒンギャの女性（30歳）は、旅行許可の期限が切れ、逮捕されるのを避けて逃亡した夫を探しに、許可を得ずにバング

⁽³⁸⁾ *Myanmar: The climate of fear continues* アムネスティ・インターナショナル ASA 16/06/93、1993年10月、p.11。

ラデシュに行ったがために、大変な目にあつた。彼女がビルマの村に戻ってまもなく、許可なしでバングラデシュに行ったことが VPDC の議長に知れたのだ。彼女は議長に 5000 チャットの⁽³⁹⁾ 賄賂を支払ったが、それでも彼はナサカに報告した。この女性が自分の身に起きたことを説明してくれた。

「ナサカと軍情報部から事務所に呼ばれ、許可を得ずにバングラデシュに行ったのは何故か、と訊ねられました。私は行っていませんと言いました。怖くてたまりませんでした。ナサカの役人は竹の棒で私を殴り、24 時間にわたって私を閉じ込めました。彼らに脅されて、私はキャンプでの手伝いを申し出て、7 日間料理を作りました…。役人の一人は私が彼の言うことを何でも聞くと思ったのか、私に対する態度を変えました。彼は私が料理すると申し出たので、何を要求しても聞くだろうと思ったのです。7 日後、あまりにも怖くなったので… 逃げ出しました。」

ロヒンギャの何人かはラデダウンやシットウェーなどのラカイン州北部の他の町に行くため東に移動するよりも、バングラデシュに行くほうが簡単だと証言している。2001 年 2 月にシットウェーで起きた対立住民同士の暴動以来、ロヒンギャがシットウェーを訪問するのはほとんど不可能になっている。仮にシットウェー出身のロヒンギャがどうにかラカイン州北部に行ったとしても、シットウェーに戻るのは至難である。ましてやヤンゴンに行くなど、到底不可能である。

マウンドー北部出身のロヒンギャ男性 (28 歳) は、地元の状況を説明した。

「昨年 (2003 年)、ナサカは私達の移動に厳しい規制をかけました。以前は議長に出してもらって城内移動許可証 (local travel pass) でマウンドー内のどこへでも行っていました。しかし、現在はナサカの許可なしでは村を離れることができません。それぞれのナサカ地区は独自の法律を有しています。法律はすべてそれぞれの指揮官しだい…。私たちにとってマウンドーよりバングラデシュに行くほうが簡単です。マウンドーに行くためには、SPDC のオフィスで 1000 チャット払って城内移動許可証を手に入れなくてはなりません。申込書に 500 チャット、申込書のサインとスタンプに 500 チャットです。そしてこの許可証をナサカキャンプの移民局の役人に持っていき、1 ガロンのディーゼル重油か 2000 チャットを提供する。すると彼らはフォーム 4 を発行してくれるのです。」

ブーディーダウン南部出身の大変高齢なロヒンギャ男性は、移動規制が時代によってどう変わったかという話をしてくれた。

⁽³⁹⁾ チャットはビルマの通貨単位。公には、6 チャット = 1 US\$ とされているが、実際には 1 US\$ = 800 ~ 1,000 チャットの幅で変動している。

「昔は、首都ヤンゴンなどいろいろな場所に行きました。しかし今では、シットウェーに行くことすらできません。現在イスラム教徒は檻の中にいるようなものです。一つの場所から他の所に動くことができません。毎回 VPDC の議長とナサカから許可をもらわなくてはなりません。」

マウンドー北部出身の 40 歳の男性は移動ができなかったために起きた悲惨な結果を語った。

「6ヶ月前（2003 年中ごろ）、年長の息子が胆嚢の伝染病で死にました。私は息子を村のヘルスセンターに連れて行き、ビルマ人の医者に見てもらったのですが、すぐにシットウェーかバングラデシュの病院に連れて行きなさいと言われました。それで息子をナサカキャンプに連れて行き、医者の紹介状を見せて、すぐにシットウェーかバングラデシュの病院に行く許可を出してくれと懇願しました。しかし、彼らはマウンドーの病院に行けと言いました。マウンドーの医者は、自分では息子を助けられないと言ったので、村に戻ってまた移動許可を申請しました。が、すでに遅すぎました。息子は何の治療も受けられず死にました。」

また別のマウンドー北部出身の 40 歳の男性は、移動規制のために生活が成り立たなくなったことについて説明した。

「今では生活がとても苦しくなっています。土地も失くし、仕事もありません。移動が規制されてから、他の村に仕事を探しに行くことすら出来ません。私は大工でして、一日の稼ぎは 2500 チャットですが、私の村だけでは月に 8～10 日しか仕事が見つかりません。」

アムネスティはラカイン州北部のロヒンギャ住民に対する移動の規制を憂慮する。自由な移動ができないために、彼らの生計や適切な健康保健の享受が大幅に妨げられている。移動の自由は基本的人権の一つであり、他の人権はこれを条件とするものである。世界人権宣言の第 13 条ではこう述べている。「すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。」「すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。」移動の自由に対する権利と労働の権利への規制は、法に基づき、公共の秩序を守るためなどの正当な目的に従い、厳然として避けがたい場合に限り許される。

この権利は自由権規約（ICCPR: International Covenant on Civil and Political Rights）第 12 条として成文化されており、国連の人権委員会は、以下のように詳しく述べている。「第 12 条 3 項にさしつかえない程度の規制の利用は、規約に保証される他の人権と、平等と不差別の根本原理に矛盾しない必要がある。したがって、もし第 12 条の 1、2 項において述べ

られている権利が、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、出生又は他の地位などの差別を以って規制された場合、それは規約に対する明らかな違反となるであろう。」

ロヒンギャの移動に対する規制の広がり、過剰かつ差別的である。規制はロヒンギャだからという理由ですべてのロヒンギャに課され、ラカイン州の他の民族住民には課されていない。この規制の適用は広範囲で見境が無く、まったく非合法的なものである。それらは何の罪も犯していない数千のロヒンギャの生活に、深刻な悪影響を及ぼしている。それに加え特に深刻なのは、この規制が世界人権宣言に述べられている労働の権利と最低限の生活の権利を含めた、ロヒンギャの他の基本的人権を侵害する性質を持つという事実である。⁽⁴⁰⁾

アムネスティは SPDC に対し、ロヒンギャの移動許可制という恣意的かつ差別的な体制を廃止するよう主張する。当局が移動に対する規制を課す場合は、厳然として必要であり、具体的な治安面の危惧が存在する場合に限定するべきであり、差別的でなく、規制の影響と期間が適切であるように留意すべきである。

⁽⁴⁰⁾ 世界人権宣言第 23 条、25 条。

第6章 強制労働

軍政の治安部隊は、これまで同様一般国民をビルマ国内、特に少数民族の居住地で強制労働に従事させている。1991年から92年にかけて、ロヒンギヤの人びとが大量にバングラデシュへ脱出したのは、広範にわたる強制労働その他の人権侵害がおもな理由であった。報酬の有無にかかわらず、強制労働は、ILO条約29号に違反している。ビルマはILOに1955年に加盟しているのである。また、強制労働は、世界人権宣言に謳われている「公正かつ有利な報酬」を受ける権利にも反している。⁽⁴¹⁾ 過去長期にわたってILOは、この点に関してビルマ軍政に懸念を訴え続けてきた。

1999年と2000年にSPDCは2つの命令を發布し、行政官および軍当局が一般国民を強制労働に就かせることを禁止し、これを罰則にあたる行為とした。すでに決定されていたILOの委任条件に従って、SPDCの合意を得た上で、ILOは2001年9月から10月にかけてハイレベルチーム(HLT)を送り、これらの命令を公布することで強制労働を廃止しようとしたSPDCの努力の効果のほどを評価した。そのレポートで、一般国民の強制労働はいくつかの地域、特に武装化が著しい地域でなおも続いていることが報告された。⁽⁴²⁾

こうした状況をモニターするために、ILOを永続的にビルマ国内に駐在させる、というHLTの勧告に従い、また、具体的な合意に基づき、ILOは2002年5月にヤンゴンに駐在事務所を任命し、SPDC当局が強制労働行為を撤廃するのを支援することにした。2003年5月、ILOとSPDCは強制労働に関する共同行動計画の合意に達した。このなかには、強制労働の被害者あるいはその代表者が苦情を申し立てることのできる、独立の仲介役(ファシリテーター)を設置することも盛り込まれており、これもHLTの勧告に沿ったものであった。この仲介役は、強制労働のケースについて初期段階の調査を行ったり、一見関係当局の言い分がもっともらしく思われるケースを取り上げて、法的なあるいは非公式の救済策を講じることができるようになることが可能である。

2003年5月30日に、軍政を後ろ盾にしたグループが国民民主同盟(NLD)の車列を襲撃したディバイン事件が起きて以来、この行動計画は、仲介役の件も含め、実行に移されなくなってしまった。ILO理事会が2004年3月に行った討議に従い、ILOは、行動計画の実施を進める前に、仲介役の機能に組み込まれたセーフガードが、この機能に信憑性、信用性といったものを十分そなえるほど強いものであるかどうか、検討することになった。こうした検討は、最近の調べで、数名の国民がILOと連絡を取ったりILOの関係分野に触れたりしたことがビルマ法廷で「重大反逆罪」とされ、死刑を宣告されたことが判明したことから、必要なことである。⁽⁴³⁾

⁽⁴¹⁾ 世界人権宣言 第3条3項。

⁽⁴²⁾ ILO理事会、『ハイレベルチームの報告』GB.282/4、282 Session、ジュネーブ2001年11月。

⁽⁴³⁾ 詳細については、『Myanmar: The Administration of Justice – Grave and Abiding Concerns』アムネスティ・インターナショナル ASA16/001/2004、ロンドン2004年4月1日、p.17-21。

ILO は 2003 年 3 月に、ビルマ中央部での強制労働は減少しており、特に大規模な社会基盤プロジェクトの多くでその傾向が見られる、と述べていた。しかしながら、ラカイン州北部と紛争地域で強制労働は報告されている。

『ビルマ中央部では強制労働は少ないように見受けられる一方で、タイ国境の、治安が悪く軍が大量に配備されている地域や、ラカイン州北部（ここでも治安部隊が厚く配備されている）では、強制労働の状況は深刻で、ほとんど改善していないようである。』⁽⁴⁴⁾

ナサカと呼ばれる国境警備隊と警察はロヒンギャの人びとに相変わらず強制労働を強いている。その内容は、キャンプの維持、設営、道路補修、ナサカに属するプランテーションでの労働、キャンプへの薪の提供、水汲み、レンガ焼き、村での夜の歩哨などである。こうした労役はビルマの他の地域においても、少数民族の人びとに課される典型的な強制労働で、武装地域で特に過酷である。ロヒンギャの人びとはときには強制労働に対して報酬を受けることもあるが、その額は市場価格賃金よりはるかに低い。

ブーディーダウン南部出身のロヒンギャ男性（23 歳）は、強制労働の経験を次のように語った。

「私たちの村で、夜間歩哨を一ヶ月やらされました。歩哨する場所は 4 ヶ所で、毎晩 4 人が歩哨に立たねばなりません。これは普通のことです。ブーディーダウンのナサカまたは近隣の村の警察が人手を必要とした場合、彼らは VPDC（村落区平和発展評議会）の議長に命令を出し、議長が人を集めてブーディーダウンへ送り出します。私の見るところ、労役は以前より増えています…毎回新しい仕事を与えられるのです。地面を掘れたとか、道路の補修、密林から木や竹を集める、とか…。(2004 年 2 月に) 私は栈橋の補強と、川岸に石を積む補修工事をやらされました。うちの村の近くには軍情報部のキャンプもあって、そこから労役の呼び出しがきます。ひと月に 2 度も 3 度も働かされます。前回は 20 日間ほど前（2004 年 1 月）でした。この労働では決して賃金は払われず、食事さえ出されません。5, 6 ヶ月前（2003 年中ごろ）には、新しいモデル村でも働かされました。うちの村ではみな貧しくて、労役を免れるためのお金も払えないし、誰か代わりに労役に行つて貰う人を雇うこともできません。」

同じくブーディーダウン南部出身の別のロヒンギャ男性は自身の身に起きたことをこう述べている。

「私の村にはナサカのキャンプがあり、煉瓦焼き場もそのキャンプ内にあります。ナサカのキャンプを建てるために、彼らは村人の土地を 64 カニ⁽⁴⁵⁾も強制没収して、自分たちの野菜畑、田、煉瓦焼き場、住宅 20 軒ほどを作ったのです。その全体を竹と木の柵

⁽⁴⁴⁾ ILO 理事会、アジェンダ第 6 項、『ミャンマー政府による ILO 条約第 29 号の遵守問題、その後の経緯』GB.286/6th Session, ジュネーブ、2003 年 5 月。

⁽⁴⁵⁾ 約 25 エーカー。1 エーカーは約 2.5 カニ。

で囲ってあります。この全てを、私たちが世話しなければならないのです、田畑も住宅も。柵だって毎年修理せねばなりません。私もこのキャンプで、毎月2回とか5回も労働させられます。今年(2004年)の1月が特にひどかった。キャンプ内の労働2日間と、薪のための木を15本集めさせられました。ナサカのために、全部で17日間も働かされたのです。」

ロヒンギャの人びとにとって当局からの強制労働の要求は、自分の仕事のための時間がなくなってしまうため、大変な重荷となっている。要求される強制労働の内容とその頻度は、地域、その地域当局の態度、村に近い軍やナサカのキャンプの数、などによって異なる。ほとんどの場合、強制労働を担わされるのは貧しいなかでも最も貧しい人びとである。なぜなら、お金に余裕のある人びとは強制労働を逃れるために当局に賄賂を払うことがよくあるからである。ロヒンギャの人びとの推定50%は貧しい土地なし労働者で、強制労働に借り出されていると、生活のための現金収入を稼ぐ時間が不足し、家族の食料確保にも事欠くのである。

マウンドー南部出身のロヒンギャ男性(50歳)は、強制労働のせいで生活が成り立たないことを報告した。

「週に3度も働かされることがあります。うちの村のナサカキャンプは大きくて、80人もいるしそのうち20人は家族連れです。キャンプ内には住宅が多くて、毎日のように人手が必要です。貧しい人間は村でもいつも苦しんでいます。お金があれば労働を免れるし、当局にコネがある人間は強制労働に行かなくても済みます。だから貧しい人間に二倍の負担がくるんです。私が週に3回も行かなくてはならないのも、そういうわけです。以前は月4回の歩哨もしなければならなかった。それで、自分の家族のために働く時間がとても少なかったのです。自分の仕事は月に15日くらいしか出来なかった。私は土地を持っていないので、生活は大変厳しいのです。」

この男性は、病気のために強制された労働をすることができず、虐待された。

「1年半ほど前(2002年中頃)、村のリーダーでVPDCに報告する役目の人が、私を強制労働に指名しました。私は病気で、代えてもらうように頼みましたが、私には彼に払う金がなかったので彼は私の頼みを聞いてはくれませんでした。その午前中に、彼は私をVPDCの事務所に呼びつけました。議長は、「払えないのなら働きに行け、熱があろうともな!」と言うのです。私は家に帰りましたが、翌日ナサカのキャンプに呼びつけられ、そこでナサカの人間たちに、殴る蹴る、のひどい暴行を受けました。議長の命令に従わなかった罰だといって、大きな鶏2羽も取られたのです。」

当局からの強制労働命令という重荷は、おもにロヒンギャの人びとの上にのしかかる。同じ地域に住むラカイン民族の人びとは、この重荷からは逃れているようである。マウンド

ーとブーディーダウンの町、および、程度は少ないがラデダウンの町でも、ロヒンギャの人びとだけが通常、強制労働を求められているようである。

道路建設などのインフラのプロジェクトに強制労働を使うというのは、ビルマではごく普通の習慣で、国軍が一般の人びとに新しい道路の建設や既存道路の補修をさせるのである。ただし、以下の 2 つの事例のように、金銭で払うことができる人びとはこの労働から免れることができる。

マウンドー北部地方出身のロヒンギャ男性（56 歳）の情報によると、

「ナサカでは現在、2HQ部隊と 3HQ部隊を結ぶ道路を工事中です。以前から道はありましたが、幅を広くしているのです。ナサカ 2HQ部隊の指揮下には村が 9 つあって、村人はみな、おんな子どもに至るまで、働かされます。私の村だけでも 700 軒の家があります。彼らは（2004 年）2 月 1 日から仕事を開始するよう命じ、それがいまだに終わりません。川から砂利を運ぶ役目の人もいます。各家庭、100 杯の砂利を運ぶように命じられています。道路は 3 マイルまで終わっていて、そこに石を敷いていくのです。私も砂利運びと道路の仕事をやらされました。でも、息子と妻は鶏数羽と日用品を売ったらどうかと言いました。本当は金で払うほうがいいのです。そこでうちの村の VPDC（村落区平和発展評議会）の議長に申し出たところ、1 万チャットを要求されました。これは最低額です。幸いにも私はこれを払うことができましたが、他に労働を免れた人はいませんでした。お坊さん、イスラム神学校の教師、公立学校の教師に至るまで、誰も彼もが強制労働に行かねばなりません。でももちろん、こうして働かされるのはムスリムだけで、ラカイン人の者は行かなくてよいのです！うちの村がこの道路工事で受け取った報酬は、家族あたり 600 チャットぽっきりでした。」

同じくマウンドー北部の 23 歳のロヒンギャ男性の話、

「（2003 年末～2004 年初めの）刈入れが終わった後、ナサカは大規模な道路工事プロジェクトを始めました。マウンドーからタウンピョーへの道路を増幅し、さらに高架にし始めたのです。うちの村は 1200 戸くらいです。ここ 10 日間ほど、ナサカは土地を持たない村人たちを道路工事で働かせ、土地持ちの村人からは 5 万ないし 25 万チャットも要求しました。この金は、道路工事のためでもあったのです。私の集落から 50 人が集められて道路で働いているのを、この目で見ました。私の集落は 200 戸ですが、そこから 1 日に 50 人もの人足を集めたのですよ。私自身は歩哨に立たないかわりに毎月 1500 チャット払っているの、強制労働に出たことはありません。現在ナサカが人を使っているのは道路工事のためですが、普段はナサカの家を修理させたり、キャンプの周りのフェンスを作らせたり、ナサカが使う薪集めだとか荷物運びだとか、いろんなことで村人をこき使います。これがナサカのやることです。」

他の強制労働に加えて、しばしば歩哨もさせられるということ、多くのロヒンギャの

人びとが証言している。これは、幾人かが出て決められた道路、ナサカのキャンプ、村の入り口などを夜間警備するものである。

マウンドー北部出身のロヒンギャ男性（28歳）は、歩哨その他の強制労働の経験を次のように報告している。

「私の集落では、毎晩12人が歩哨に出るようナサカに言われています。つまり、村全体では36人です。毎日、堀から泥を汲み出す仕事をするため何人かがナサカに連れて行かれます。丘のふもとの小川から丘のてっぺんにあるナサカのキャンプまで、彼らの飲み水を運ぶ仕事もやらされます。うちの村から日に少なくとも10人、彼らのために必要なのです。これは平均で、ときにはもっと大勢が必要になります。例えばモンスーンの後などに新しい柵を丘のまわりにめぐらしたり、斜面の藪を刈り払ったりする場合は。先月は、私自身は1回ナサカのキャンプ内で働き、あと2回は他の人にかわりに行ってもらいました。」

マウンドー南部出身の25歳のロヒンギャ男性の供述、

「歩哨の仕事はずっと以前から続いています。10年前から一晩だって休まずに。私はひと月に4~5回歩哨に立ったものでした。沢山の村人がお金を払って逃れたとか、ナサカに治安上の問題の情報が入ったために、これより多かったこともありました。」

強制労働はロヒンギャの人びとにとって、依然として深刻な負担ではあるが、過去10年間でみると減少の徴候がある。おそらくこれは、ラカイン州に国連難民高等弁務官の出張所ができた結果にもよるであろう。また、インフラプロジェクトの一部を要請した世界食糧計画(WFP)や、「労働のための食糧」⁽⁴⁶⁾というプログラムが実施されたことも、強制労働の減少に寄与したと思われる。2001年9月にILOのハイレベルチームが実情調査のためラカイン州に派遣されたことも、ロヒンギャの人びとの強制労働の減少につながった。このILOの訪問後に強制労働が減ったことは、多くの聴き取り調査で証言されている。労働に対して賃金が支払われたケースも、数名から報告されたが、報酬があったとしてもやはり労働は強制されたもので、その賃金は市場相場よりずっと低いものであった。

ブーディーダウン北部出身の33歳ロヒンギャ男性の話、

「2001年にILOが来るまでは、国軍は強制労働を使いたい放題で、靴まで運ばせたんですよ。ILOのおかげで、国軍は強制労働をぴたりとやめました。ナサカのほうは依然としてやっていますが、2年前よりは減りましたし、100から150チャット支払うようになりました。そうはいつても、村の日当が500チャットだから、安すぎますけれどね。」

ラデダウン出身の26歳ロヒンギャ男性の話、

⁽⁴⁶⁾ WFPの「労働のための食糧」プログラムでは、道路や貯水池の建設といった労働集約的作業に従事した者には、報酬は食糧を以って支払われた。

「私の村の近くには、ナサカキャンプと警察署との両方があります。キャンプ間の移動のときには、たいてい私たちがかり出されて荷物運びをやらされます。彼らの住まいやキャンプの維持、薪集め、水汲みなんかにも私たちを使います。ナサカには煉瓦焼き場もあり、薪がいるんです。こうした強制労働は、月に4、5日間あります。小さな村ですからね。仕事はたいていナサカのためにやります。軍政が強制労働をやめるように命令を出してからは、150～200 チャットの日当を払うようになりました。でも、村の日当は800～1000 チャットなので、好んでいく者はありません。」

アムネスティは1988年以来、ビルマにおいて広範にわたって行われている強制労働に関して報告してきた。この悪習が同国のあちこちで、ことにラカイン州北部のロヒンギヤをそのような搾取のターゲットにして続けられていることについて、引き続き懸念を表明する。地域によっては強制労働は減少しており、人びとにわずかながら報酬も支払われているが、この国の強制労働は一般的な国際人権法、特にILO条約29号に違反している。この条約にはビルマ軍政も批准しているにもかかわらずである。アムネスティは、SPDCに対し、地方治安当局が一般国民を、強制労働は義務だといって連れて行かないよう、今一度要請する。この問題の責任者はSPDC自体と共に、法の下に裁かれなければならない。

第7章 土地の没収、強制移住、住居破壊

ラカイン州北部における土地の没収は、いわゆる「モデル村」の創設、ナサカや国軍、警察のキャンプの建設または拡張、治安部隊や新しい移住者のためのプランテーション開墾に関連している。つい最近、大規模の強制移住が行われたケースは、その人びとが家を建てた土地が、居住地域ではなく農地として公式に登録されていた土地であると当局が言い立てたためであった。

「モデル村」とは

ラカイン仏教徒やロヒンギャ以外の人びとをラカイン州北部の特設「モデル村」へ移住させるという SPDC の政策は、ロヒンギャの土地没収という結果を生み出している。1992 年以前にも、ラカイン州のマウンドー、ブーディーダウン郡を中心に複数のモデル村が建設されたが、1992 年にナサカが組織されて以来、その建設数は増大した。実際にラカイン州のモデル村計画の履行を担っているのはナサカであるが、その計画は公式には国境地域民族開発省の管理下にある。この省はビルマ語の頭文字で **NaTaLa** (ナタラ) と呼ばれる。⁽⁴⁷⁾ それゆえ、ラカイン州ではモデル村は「ナタラ村」と呼ばれている。

モデル村の居住者の多くはラカイン州内の他の地域出身の貧しい人びとである。その他には中央平野部出身の貧しいバマー人や引退した役人、元囚人、元反政府活動家（ビルマ共産党やラカイン武装勢力）、バングラデシュとチン州の国境付近の高地に住んでいるカミ、ダイネツ、ムロ、テッのような少数民族も含まれている。ブーディーダウン、マウンドー郡には 26 のモデル村が存在する。

通常、モデル村は約 100 家族が住めるように建設される。家族ごとに 1~4 エーカーの土地、牡牛と牝牛 1 頭ずつ、そして家屋が支給されるようである。これらのモデル村のほとんどは、ロヒンギャの人びとから没収した土地に建設されているのである。また、多くの場合、モデル村内の学校や医療所のような建物、施設はロヒンギャの人びとの強制労働によって建てられている。モデル村の多くの人びとは自分に割り当てられた土地を耕さずにロヒンギャの人びとに貸しつけており、時には、その借主がその土地のもともとの所有者であったが没収されて土地なしになっていた、ということさえある。モデル村の居住者が土地を貸すことは 1997 年の法令で禁止されたが、その慣習は続いている。⁽⁴⁸⁾

ラデダウン出身の 45 歳のロヒンギャ男性は、彼の身近で建設されたモデル村の影響に

⁽⁴⁷⁾ 軍政府が、以前はビルマ共産党に属していた北部シャン州の武装グループとの第一回目の停戦合意に署名した直後の 1989 年 5 月、国境地域民族開発中央委員会が発足した。1992 年、この委員会は省に格上げされた。国境民族開発省刊行「国境地域と民族の発展計画要旨」（1994 年 6 月 23 日発表）を参照のこと。

⁽⁴⁸⁾ UNHCR 顧問 Lisbeth Garly Andersen 著 *Analysis of the livelihood situation of the Muslim population in Northern Rakhine State*、1997 年 7 月 31 日、p.11。

ついてこう話した。

「5年前、彼らは（うちの村の）近くにナタラ村を建設しました。去年にはまた新たなナタラ村を（別の村の）近くに建設しました。約100戸の家があり、私はその建設に従事しなければなりませんでした。そこは私の村からおよそ7km離れた場所でした。村長は私たちの村から人を派遣して7戸の家を建築するように指示し、私たちはそれに従いました。10人で一緒に作業をすると、1戸を建築するのに5日かかります。私は1戸の家を建て、他の村人は残りの家を建てました。その家の周りにフェンスも作らなくてはなりませんでした。この前の雨期（2003年中旬）にやって来た新しい移住者はビルマ人でした（ラカインの人びとではなかった）。」

マウンドー南部出身のロヒンギャ男性（22歳）は、モデル村が建設された際に土地を没収された。

「私の家族は、広さ5カニ（1エーカー＝2.5カニ）の土地を所有していました。しかし、この土地は2年前（2002年上旬）にナサカによって没収されました。私たちの地域にはナサカが組織されてまもなくの1995年か1996年に建設されたナタラ村があります。それ以来、毎年ナサカは5、6家族を新しく移住させてその村を大きくしています。2年前、ナサカはこのナタラ村にビルマ人の2、3家族を連れて来て、他の人びとの土地と同様に私たちの土地も没収しました。私たちが土地を失った時にビルマ北部から30の新しい家族が連れて来られたのを覚えています。もっとひどいことには、私たちが強制労働させられて彼らのために家を建てなければならなかったのです・・・2001年の暮れから2002年の初めのことでした。土地を失った後、私たちの生活はさらに厳しいものになりました。農家だった私たちが突然、日雇い労働みたいなことをしてしのぐ身の上となりました・・・去年には私たちの牧場のほとんどが没収され、ナタラ村の人が飼っている牛のために分配されました。ナタラ村の人の中には、その牧場を本来所有していた私たちに貸す者もいました。」

ブーディーダウン南部出身のロヒンギャ男性（27歳）は、いかにして彼の土地が没収されたかを説明した。

「私は去年（2003年）まで5カニの土地を持った農民でした。しかし、種まきの直前にナサカが私たちの村の付近にナタラ村を建設するために私の土地を没収しました。他にも土地を失った人びとがおり、合計で農地21カニが没収されてしまいました。私の土地は父が（ラカインの人から）買ったもので、私は裁判所の証印つきの正式な土地所有権を持っていたにもかかわらず。ナサカは種まきの時期の前に土地を没収し、自分たちのために強制労働を利用してその土地を耕作させました。そして収穫後、新しい移住者のために40戸の住居を建てはじめました。彼らは（ラカインの）大工に賃金を払って、ブリキ屋根の木造の家を建てさせましたが、すべての資材を無料で提供させられたのは私たちでした。その資材に対してお金が払われないだけでなく、食料も支給されません

でした. . . ラマダン明けの祭り（2003年11月）以降、（ラカインの）40家族がやって来ました。私が聞いた限りでは、その家族はみなミンビャ郡（シットウエーの西）から来たそうです。彼らがとても貧しいということは分かります。」

多くの場合、モデル村はテッのようなラカイン州に住むいくつかの民族のために建設されている。ブーディーダウン北部出身のロヒンギャ男性（22歳）は次のように話した。

「私の家族は15カニの耕地を所有しています。以前は32カニの土地を所有していましたが、約3年前（2000年）にテッの人たちに分配するために、17カニが軍政の手で没収されました。テッ人の家族が35家族ほどブーディーダウン西部からやって来ました。この新しい村のために私たちは多くの土地を失い、何の補償も与えられませんでした。今、手元に残った土地では、家族を養いきれません。」

モデル村建設の政策はロヒンギャの人びとにさまざまな問題を引き起こしている。モデル村を建設するためにロヒンギャから土地を没収することは、すなわち彼らの生計を立てる手段を奪うことになる。そうした土地のほとんどが、放牧地や田んぼ、エビの養殖場であるためだ。その上、モデル村付近に住んでいるロヒンギャの人びとは、モデル村の住居やその他の施設の建設にしばしば無賃で従事させられる。時には、その建物の材料をも提供しなければならない。これらはロヒンギャの貧困の増長や食糧不足の大きな要因となっている。

土地の没収と強制移住に関する他の事例

軍事キャンプの建設や拡張——このほとんどがナサカのためだが——もまた、土地没収を引き起こしている。さらにナサカは、自分たちのためのエビ養殖場や田んぼなどをつくるといった商業目的で、おびたしい数の土地没収を行ってきた。報告によると、補償は与えられず、時には没収された土地で強制労働をさせられることもあった。ナサカがエビ養殖所や田んぼのような没収した土地を地元の人びとに賃貸しているという事例もある。

ラデダウン出身のロヒンギャ男性（25歳）は彼の土地が没収されたことについて話した。

「私の父は農民で47カニの土地を所有していましたが、現在は7カニしか残っておらず、これでは生計が成り立ちません。ビルマ国軍は自分たちのためのエビ養殖場を建てる目的で1990年代初めに私たちの土地のほとんどを没収しました。それ以降は牛のおかげで何とかやってきました. . . 私たちの村には放牧場があったのです。しかしそれも、3年前に当局が新しい移住者のためのナタラ村を建設することになって、没収されました。その後は牛に草を食べさせることもできなくなりました. . . 私たちの村の近くには4つのエビ養殖場があって、2つはナサカ、2つは国軍のものです。毎年、モンソーンの前にはエビ養殖場の堤防を修復しなければなりません。今年（2003年）はナサカのエビ養殖場で3日間働かされました。」

マウンドー南部出身のロヒンギャ男性（25歳）は数年前に土地を没収された。

「私の地域のエビ養殖場のほとんどは国軍やナサカ、そのほかいろんなお役所のものです。本来、このあたりの土地はすべて私たちイスラム教徒の村のものでしたが、あっちこちの役所から没収されてしまいました。それを彼らは、私たちに1年単位で賃貸するのです。」

伝えられるところによると、2002年にナサカが土地利用政策の遂行を厳密にしはじめ、それがロヒンギャの多くの人びとの強制移住を引き起こした。例えば、人口が増えたために、何十年も昔の登録で田んぼとされている土地に家を建てた家族がいる。彼らに対し立ち退き命令が発行され、自分たちの家を取り壊さざるを得なかった。同様に、地元の多くのエビ養殖場は、その土地が他の用途で登録されていたために、取り壊すか田んぼにするように命令された。

マウンドー中央部出身のロヒンギャ男性（27歳）は2004年初めに以下のように報告した。

「約2年前に強制移住が行われはじめました。最初に、マウンドー近辺の（1つの村から）40戸の家を強制移住させました。18の家族が自分たちの家を取り壊すことに抗議し、拒否しました。彼らは逮捕され、ブーディーダウン刑務所に送られました。彼らは今なお、その刑務所に囚われています。概して、家長が拘禁されますが、女性も何人か拘禁されました。1人は妊娠中で、その妊婦は刑務所内で出産しました。この件に関して、未だ18人が刑務所に囚われています。その後、マウンドー近辺の（別の村から）15戸の家が強制移住させられ、また、私の村でも60戸の家が強制移住させられました。私の家もその中に含まれていました。これは1年前（2003年）に起きたことです。ナサカはその命令の文書を私に示すことなく、村長を呼び、各家の家長の名前のリストを渡しました。村長はそのリスト上の者をすべて集め、私たちにその土地から立ち退くように命じ、『お前たちの家が建てられている場所は田んぼとして登録されているので、立ち退かなければ』と話しました。別の村で何が起こったのか知っていたので、抗議をする勇気のある者はいませんでした。私は5日間で家から立ち退き、取り壊さなければなりません。補償としての土地は与えられませんでした。」

マウンドー北部出身のロヒンギャ男性（35歳）は土地没収の結果、厳しい貧困に陥ったことを話した。

「私は家と1カニの田んぼを所有していました。しかし、1995年に他の人びとの土地と一緒に私の土地も没収されました。土地を失ってから、わずかな土地を賃借しはじめましたが、牛を持っていなかったので牛も借りてその土地を耕やさなければなりません。そのために利益はまったく残りませんでした。後に、借金を作らずに生活す

るために別の人の土地で使用人として働くことにしました。しかし、今はその仕事もほとんど無く、村を出てバングラデシュに行かざるをえないと感じました. . . 強制労働を別にすると、私の村には仕事がありません。私の家族は1日1食の食事もまかなえずに幾日も過ごしました。栄養失調のために私の子どもは病気になり、私もまた病を患いました。家庭用品と2、3羽のニワトリ以外に何も売るものはありませんでした。」

アムネスティは、ラカイン州で地方当局により行われている補償無しでのロヒンギャの土地の没収について懸念している。居住権は、適切な生活基準を保持する権利の根本的な要素であり、他の人権を享有するための根幹となる基本的な権利である。国連人間居住計画 (UN-HABITAT) によると、「個人の身の安全、プライバシー、健康、危険の防止、また、どの人物にも共通する『人間らしさ』の原則やその他多くの特質の保護のために住居が必要不可欠であるものということは基本的で重要な人権として国際社会によって認知されている。」⁽⁴⁹⁾ この権利は世界人権宣言の第25条1項に明記されている。

子どもが適切な住居を与えられる権利は、児童権利宣言 (1959) の第4条に明記されている。国連「子どもの権利条約」 (CRC、1989) では、特に住居に関して援助が必要とされている際に、家族と子どもに物資援助を提供し、それを続けることが加盟国の義務であると第27条3項に明記されている。また、特に住居に関して、地方の女性が適切な生活環境を享受していることを保証するために女性に対する差別の撤廃が加盟国の義務であることが国連女性差別撤廃条約 (CEDAW、1981) の第14条2項hに明記されている。ビルマは子どもの権利条約、女性差別撤廃条約のどちらにも加盟している。

国連社会権規約委員会によれば、強制移住は「法的もしくは他の適切な保護の提供やその保護を受ける権利が与えられず、住居・土地を所有する個人・家族・地域共同体の意思に反する永久的、一時的な立ち退き」とされている。⁽⁵⁰⁾ 1993年の「強制移住」に関する決議の中で、国連人権委員会は「強制移住は、特に適切な住居の権利に関して多大な人

⁽⁴⁹⁾ *Housing Rights Legislation, Review of international and national legal instruments*
国連居住権計画 報告書 No.1、国連人間居住計画および人権高等弁務官事務所発行、2002年、p.1。

⁽⁵⁰⁾ 相当な住居についての権利 (第11条1項) から見た強制移住、社会権規約委員会、CESCR General Comment 7 (1997年)、3項。

権侵害を引き起こしている」と表明し、また、ビルマ軍政に「現在、強制移住に脅かされているすべての人びとに財産の保有の法的保護を与え、また、その影響を被っている人びと、共同体との効果的な協議、交渉に基づいて、強制移住に対する全面的な保護を与えるために必要なすべての処置を採用すること」を要求している。⁽⁵¹⁾

⁽⁵¹⁾ 人権委員会決議案 1993/77：強制移住について、1項および3項。

第8章 強奪と恣意的な課税

ラカイン州北部に住むロヒンギャは、当局による強奪と恣意的な課税にさらされている。課税の対象は、薪や竹の採集、死亡届や出生届、家畜や果樹、サッカーの試合など多岐にわたる。人びとが払わされる課税の種類や金額は、原則もなしに地方当局の独断で決められているようであり、場所によって異なる。

ラカイン州およびビルマ全土の稲作農家にとって最大の負担となる課税方式は軍政による「米税」である。この税制は、農家が収穫の一部を国家農産物取引所（MAPT）に固定価格で売ることを求めるものである。この価格は市場価格を大幅に下回るもので、時には半分か8分の1程度である。他の地域での場合と同様、人びとが支払わなければならない米税の額は、実際の米の収穫高ではなく作付面積に基づいている。ビルマ軍政は新しい政策のもと、2003年4月に米税を廃止した。⁽⁵²⁾しかし、聞き取り調査に答えた多くのロヒンギャの人びとは、当局が代わりに新しい税を課したり、従来税金を増額したりしてきたことに不満をあらわにした。

南マウンドー出身のロヒンギャ男性（55歳）は、彼の村での課税について以下のように報告した。

「当局は今年（2003年）米税を徴収しなかった。これは私たちが長らく望んできたことだったので非常にうれしく思っていた。しかし、これは他の税が増額されるなど別の問題を引き起こした。VPDCと議長はナサカ、国軍、警察、そしてMI（軍情報部）キャンプのための税を常に要求している。議長は、彼らは私たちの安全を守ってくれているのだから、税を払うのは私たちの義務だと言った。村を発つ直前、私はサッカー試合のために500チャットを支払った。試合は村人同士の間で行われたが、ナサカもそれを見ていた。大抵の場合、議長は金の徴収目的を私たちに説明しない。ただ金額を、VPDCに報告する家々のグループリーダーに伝えるだけだ。私はこんなふうにしてほぼ毎月、500から1000チャットの額の税を払わなければならない。米税が廃止される前、月々に支払っていた税額は100から200チャットに過ぎなかったが、廃止後は500から2000チャットに増えた。」

北マウンドーや北ブーディーダウン出身の他のロヒンギャも、2003年から2004年初めにかけて、サッカーの試合に税を支払わなければならなかったことを報告した。

ラデダウン出身のロヒンギャ男性（62歳）は、ロヒンギャだけに課される差別的な税に関してこう報告した。

「今年（2003年）、米税は廃止されましたが、11月にVPDC議長が代わりに金を要求してきました。田んぼなどない、家の周りにわずか1ヤード（訳注：約91cm）の空き

⁽⁵²⁾ SPDCの国営紙 *New Light of Myanmar* 2003年4月24日付けによる。

地があるだけ、という者さえも、1万チャットを支払わされました。支払いを免除されたのは未亡人だけです。私は今では土地なしの身ですが、それでも8000チャット取られました。こういう税金はイスラム教徒だけが徴収されていて、うちの村の周りにある24の(ラカインの)村からは徴収されていませんでした。」

ロヒンギヤの人びとからは、バングラデシュへ行ったことが法を犯したとして逮捕されたり告発されたりしたという報告も数件あった。そうした場合、金を払えば釈放してもらえるのである。その金額はまちまちであったが、概して非常に高かった。

南マウンドー出身の男性(25歳)は、彼が払わされたお金について以下のように報告した。

「私の家族は4カニの土地を持っていたが、私の事でナサカに賄賂を払うためにその土地を売る羽目になりました。私は3度も逮捕されたのです。1度目は、鶏をブローカーに売ったときです。鶏を扱うのは、ライセンスを持ったブローカーと決められていますが、このブローカーが不平を述べて私は逮捕されました。2度目の時は近所の少女が、私が彼女に嫌がらせをしたとナサカに苦情を申し出ました。これらの件で、私の釈放と引き換えに家族は35万チャットを払わなければならない、そのために土地を売らなければならないのです。これがすべて2003年終わりから2004年初頭までの4ヶ月の間に起こったのです。今、家族は皆苦しみ、飢えています。逮捕される度に私は激しく殴られ、頭や身体に傷を受け出血しました。彼らは私を尋問するようなことはしませんでした。彼らはただ、両親が私の解放のために金を渡すよう、私を殴っただけでした。彼らは殴れば、両親が金を早く渡すだろうことを知っていたのです。1ヶ月と10日後の2004年1月、私は許可を得てマウンドーに帰りましたが、家に戻った途端、うちの村の軍情報部(MI)に逮捕されてしまいました。彼らは私をキャンプにある木製のさらし台に3日間放置し、私が違法にバングラデシュを訪問したとして20万チャットを要求しました。MIに逮捕されてお金と引き換えに釈放されることはしょっちゅうあることです。」

家族の出生届と死亡届

すべての家庭は、家族に関するいかなる変更も当局への報告が義務付けられている。家族の出生届や死亡届に際してロヒンギヤは届け出を担当するVPDCやナサカに手数料の支払いを強いられている。出生届や死亡届の手料は地域によって異なるが、1000チャットから8000チャット求められる。時には人びとはその一部を燃料で支払わなければならないかたり、当局への支払いを労働で賄わなければならないかたりした。家畜の販売にも登録と支払いが求められた。

ラデダウン出身の男性(45歳)は死亡届に課せられる税についてこう報告した。

「私の母はこのあいだのラマダン(2003年11月)期間中に亡くなった。母の死を報告するためにナサカの入国管理官のところへ行った際、1500チャットを要求された。ビル

マに住むのは大変だ。特に貧しい私のような者にとって。裕福な人たちは税を払わなければならないが、それは彼らにとってわずかな額に過ぎないし、近隣のラカイン人達はそんな税をまったく払わなくていい。」

2002 年半ば以降、妊娠女性は最寄りのナサカのキャンプに登録しなければならなくなつたという報告もある。村からキャンプへは徒歩で数時間を要することもあった。証言によると女性たちは顔や腹部を見せるよう求められた。

北部マウンドー出身のロヒンギャ男性(26 歳)は彼の地域の状況を次のように説明した。

「今私たちの地域には夫婦に関する新しい法律がある。夫は、ナサカに妻の妊娠を 3 ヶ月以内に報告しなければならない。また、出産後、夫は助産婦や看護婦から分娩の証明書を受け取り、ナサカに提出して家族名簿に子どもの名前を登録しなければならない。赤ん坊の登録には 7000 か 8000 チャットかかる。もし父親がナサカに報告するのが遅れると、セメント 2 袋と灯油 10 ガロンを納めなければならない。」

マウンドー中央部出身のロヒンギャ男性(27 歳)は、家族の経験を報告した。

「私には 3 人の子どもがいます。子どもらの名前を家族名簿に登録するのに、その都度 6000 チャット支払わなければなりませんでした。私たちのところのナサカは、すべての妊婦にキャンプに出向き、写真を撮るよう求めるのです。妊婦は腹部と顔をカメラマンに見せることを強要されます。この規則は 2 年前に廃止になったのに、うちの村では 4 ヶ月前からまた再開されています。」

国家の課税は、基本的人権を侵害しない範囲と方法でなされるべきものである。アムネスティは、上記のようなロヒンギャの人びとへの課税がこの原則を満たしていないことを懸念する。課税はしばしば恣意的で、地方官吏の気まぐれによることもある。これは世界人権宣言の第 17 条 2 項に規定されている、財産の恣意的な剥奪からの自由を侵す。課税はしばしば人びとを窮乏へと追い込む過剰なもので、世界人権宣言第 25 条 1 項に規定されている適切な生活水準の権利を侵す。家族の出生や死亡の届け出に重い課税をすることは恣意的に家族生活を干渉するもので、そのような干渉からの自由を定める世界人権宣言第 12 条を侵すものである。

第9章 その他の制限

婚姻許可

1992年にナサカが組織されて以来、ラカイン州北部の当局は、当地域に住むロヒンギャは婚姻に許可を得なければならないという規制を導入したようである。この制限はこの地域のイスラム教徒だけに適用され、同地域に住む仏教徒のラカイン人や他の少数民族には適用されない。シットウェーを含むラカイン州の他のエリアに住むロヒンギャとイスラム教徒もこの政策の影響を受けないとされる。

ここ最近、殊に2003年、当局は婚姻許可を求める人びとに多額の税を要求し始めた。また、年間の許可数を制限するようにした模様である。多額の金を支払った後ですら、許可を得るために2、3年待たなければならないケースもあり、その間人びとは幾度もナサカキャンプに出向かなければならなかった。

一般にロヒンギャの夫婦は、5万から30万チャットに及ぶ非常に多額の金をナサカに払わなければならない。通常新郎新婦がそれぞれ同額を払わされる。支払い後に許可が必ず与えられるとは限らない。このような制約は、多額の金を工面できない貧しい人びとにとって特に負担になっている。アムネスティでは、この制限のために昨年いくつかの村でまったく結婚がなかったという信頼のおける筋からの報告を受けた。また、結婚のための唯一の方法としてバングラデシュへと逃げた若い夫婦たちに関する報告もある。バングラデシュに一度入ると、彼らの名前は当局によってしばしば家族名簿から消されてしまい、戻ってくるのが極めて難しい。

以下に述べるケースですべての夫婦は18歳を超えていた。⁽⁵³⁾ 婚姻に関するこうした制約は、貧しい家族にとって大きな打撃となる。多くの両親は高い許可料を払うことが出来ず、結果として未婚の若者の面倒を見続けなければならないためだ。婚姻許可を払うために多額の借金を抱え、返済することが出来ずに、結果的にバングラデシュに逃れた人びともいる。

北部マウンドー出身のロヒンギャ男性(56歳)は、家族の経験を次のように語った。

「結婚の条件は、女は18歳、男は25歳以上であることです。私たちは8枚の違った書式に記入し、2つの印紙をもらうことになっています。各々の印紙に男の写真、女の写真、それとふたり揃った写真を貼ります。もし年齢に問題がなければ、5万チャット、しかし何か問題があれば少なくとも20万チャットはかかるかもしれない。ごく若い娘との結婚を望む家族もあります。その場合は、多額の賄賂を払うしか手はありません。うちの息子の相手は私が選びました。息子は25歳になるところで、相手の女性は18歳を超

⁽⁵³⁾ ロヒンギャの女性は思春期に結婚をするのがしきたりであるが、SPDCは18歳未満の結婚を禁じた。

えていたので、私は5万チャット払わされました。」

南ブーディーダウン出身の23歳のロヒンギャ男性も結婚に関して問題を抱えていた。

「私は村の少女と2年前に婚約したけれども、婚姻許可を取るためのお金がありません。手数料が高すぎるのです。まずVPDCの事務所で申請するときに1万から1万5000チャットを要求され、次にこの書式をブーディーダウンにあるナサカの事務所に持っていくのですが、そこでナサカに10万チャット求められます。私の村では結婚式がここ5年以上ありません。要求されたお金はすぐに払うことが出来なければ、前に払った分が無駄になってしまいます。ほとんどの官吏は1年以内に異動してしまうからです。ですから、要るお金を全部用意してから払う方がいいのです。」

北部マウンドー出身のロヒンギャ男性（23歳）は彼の地域での制限について報告した。

「私の村では、婚姻許可に多額のお金を払わなければならない。3年ほど前に私の兄が結婚した際には、許可を得るために私の家族は議長とナサカに20万チャットを支払わなければならないなかった。一方で私の義理の姉の家族もまた彼らに13万チャットを支払わなければならないなかった。2ヶ月前、私の親しい友人が2人も、婚約者と共にバングラデシュへ逃れた。賄賂を支払うこと無しには婚姻許可は得られないのだが、それは彼らには高く払えない額だからだ。」

世界人権宣言第16条は「成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。」と明言している。アムネスティは、結婚の意思のあるロヒンギャの男女に課せられる過剰で恣意的な手数料や税が、彼らがこの権利を行使することを妨げていると憂慮する。

第10章 結論と勧告

アムネスティは、ビルマ北部ラカイン州に在するロヒンギャの人びとに関する地方当局の政策が、この人びとの広い範囲での基本的人権の侵害という結果を生み出している、と懸念している。ビルマ国内では、一般的に見ても人権状況は満足できるレベルには遠く及ばぬものだが⁽⁵⁴⁾、ロヒンギャの人びとは特に標的にされるような差別的な政策に苦しんでいる。ロヒンギャ人の大多数は、ビルマ国籍を事実上剥奪されている。例えば、自由な移動は極端に制限されているし、強制労働や強制移住、強奪、恣意的な課税などの圧制を受けている。ラカイン州北部の他の民族は、それほどの制限や人権侵害を受けてはいない。こういった扱いが重なることで、ロヒンギャの人びとはまともなレベルの生活すらも享受できずにいる。ロヒンギャの人びとの基本的人権が尊重されるために、アムネスティはビルマ軍政に対して、以下のことを勧告する。

移動の自由

- ① ラカイン州のロヒンギャに現在強いている旅行禁止・許可制を、廃止すること。
- ② いかなる移動規制も、不可避の場合、特別に治安上の懸念がある場合、差別的でなく、その影響と期間において釣り合いがとれている場合にのみ、施行されること。

強制移住と住居破壊

- ① 現在発効している強制移住・住居破壊に関する命令は、すべて取り消されるべきである。そして、今後の強制移住・住居破壊については、その関係法が国際基準に準じて改定されるまで猶予されるべきである。
- ② 区分け・土地分配を定める関係法はただちに改定されるべきである。差別的な規定・条項は撤廃または改定されなければならない。法律・政策の双方とも、人びとが人種・宗教・国籍・民族・家系などの理由で差別されることを禁止する方向で執行され、また人びとが十分な生活水準を保つ権利を尊重するように執行されねばならない。

強制労働

- ① SPDC は、地方の治安当局が人民を強制労働に徴収しないよう確実な手段を取るべきである。
- ② SPDC は強制労働の全廃をめざして、ILO の勧告とその技術的支援に全面協力すべきである。

⁽⁵⁴⁾ *Myanmar: The Administration of Justice --- Grave and Abiding Concerns* アムネスティ・インターナショナル AI Index 16/001/2004 2004年4月『ミャンマー：法のゆくえ—依然続く深刻な状況（未訳）』に詳しい。

無国籍の問題

●ビルマ軍政に対する勧告

アムネスティは、ビルマの国籍法を国際基準に引き上げるために改定もしくは撤廃するよう、同国軍政に勧告する。具体的には、国籍法は以下の点を確保しなければならない。

- ① 国籍に関するあらゆる法規や決定は、人種・肌の色・民族的出自・性・言語・宗教による差別を廃していること。
- ② 国の領内で出生し、その他の国では国籍が得られない人、特に子どもたちに対し、いかなる差別もなく完全な市民権とともに国籍を付与すること。
- ③ 国の領外で出生したが、ビルマに真正で実効的なつながりをもつ人に対し、国籍を付与すること。
- ④ 国籍付与を拒否する決定が正しい根拠によること、その理由は文書で示されること、国籍申告者本人が理解できる言語で通達されること。
- ⑤ 国籍の申告者は、拒否決定に対して抗議する権利を有すること、この抗議は独立公正な機関によって審理されること。
- ⑥ 国籍を取り消す権限は、個人が恣意的に国籍を剥奪されることのないよう、精査されること。

アムネスティはさらに、ビルマ軍政が以下の国際条約に加盟することを勧告する。すなわち、

無国籍者の地位に関する条約（1954年）、無国籍削減のための条約（1961年）、市民的および政治的権利に関する国際規約（自由権規約、1966年）、および、差別撤廃条約（1969年）である。

●国連難民高等弁務官（UNHCR）への勧告

アムネスティは、無国籍者の問題は UNHCR の管轄であること、また、無国籍者と難民の発生、その帰還がなかなか果たされないことには互いに強い関連性があることに鑑みて、UNHCR に次のように勧告する。すなわち、

- ① ビルマ軍政が無国籍者の地位に関する条約（1954年）と無国籍の削減に関する条約（1961年）に加盟するよう、積極的に働きかけること。
- ② ビルマが同国の法律や政策およびその執行を国際法基準に引き上げるためにとるべき必要な技術的支援やアドバイスを授けること。
- ③ 地域社会やその地域の役人らに対し、日常においてのロヒンギャの人びとへの態度について指導したり、信頼醸成に取り組むこと。

●国際社会への勧告

無国籍者を減少させること、また、無国籍者に対して行われている人権侵害を最小限に食い止めること、という目的に対して、国際社会が担う責任は重い。アムネスティは国際

社会に対し、次のような勧告を行う。

- ① ビルマで実質的に国籍を剥奪された人びとを UNHCR が優先的、実効的に保護するための十分な資金が、UNHCR に確実に供給されるようにすること。
- ② ビルマ軍政が、国籍に関する法律および政策を国際基準に準じて改正するように、同軍政に圧力をかけること。

また、アムネスティは SPDC に対し、社会権規約、拷問等禁止条約とその選択議定書に加盟することを勧告する。さらに、国際刑事裁判所の設置に関するローマ規程にも加盟すべきである。これらの協定はビルマの国内法に組み入れられて、政権に義務づけられ、裁判の基準となるべきものである。

資料：ビルマ（ミャンマー）国籍法

ビルマ（ミャンマー）の国籍に関する法律は、抑圧の度合いを深めつつ複雑に変遷してきた。1948年連邦国籍法 Union Citizenship Act に替わって 1982年ビルマ国籍法 Burma Citizenship Law が制定され、これが現在の国籍に関する諸法を律している。⁽⁵⁵⁾

1947年憲法は国籍に関しての法的枠組みを明白に示した最初の法律であるが、ここでは国民を次のように定義した。「その両親のいずれもが、ビルマの先住民族に属している者」。⁽⁵⁶⁾ 先住民族についての定義はこの憲法にはなく、実際のところ当時の政府はロヒンギヤを先住民族とは認めていなかった。それでも、1948年国籍法が發布される以前にはロヒンギヤにも若干の余地があった。憲法第11節（4）で、「大英帝国の占領域となった」領土に生まれたことを証明できる場合、あるいはビルマ連邦領内に、過去10年間のうち最低8年間居住し、かつ今後永久にそこに居住する意思がある場合には、国民として適格であると定めていたのである。⁽⁵⁷⁾

1948年に議会は1948年連邦国籍法を採択した。この法で「先住民族」の定義からロヒンギヤを明白に除外することによって、憲法第11節（1）の範囲を制限した。⁽⁵⁸⁾ 同法第4節（2）でさらに、憲法第11節（6）の適用範囲を「過去2世代以上にわたって連邦領内に家建てて永住した者の子孫であり、その者自身と両親とが連邦領内で出生した者」に制限した。⁽⁵⁹⁾ このようにして第4節は憲法で述べた国民資格申請の有効期間を変えてしまい、ひいてはロヒンギヤの国民資格を制限した。1948年国籍法のもとでは、ロヒンギヤでも5年間継続して居住していれば帰化による国籍取得が理論的には可能であった。⁽⁶⁰⁾ しかしながら、帰化証明の認可は大臣の裁量によるものとされ、理由の開示義務や不服を訴える裁判権といったものは無かった。⁽⁶¹⁾ 1948年国籍法では、出生による国民と帰化国民との間に権利の差はなかった。

⁽⁵⁵⁾ ただし、1948年連邦国籍法の諸要素は1982年国籍法にも活かされている。

例：1982年国籍法第23節。

⁽⁵⁶⁾ 第11節（1）。

⁽⁵⁷⁾ 1947年憲法では、ロヒンギヤは第11節（4）の述べる「出生時に大英帝国の占領下にあったビルマ領内で出生した者および1942年1月1日に先立つ10年間のうち8年以上を連邦領内に居住し、かつそこに永住する意思のある者」として、国籍資格があるはずであった。

⁽⁵⁸⁾ 1947年憲法の第12節は、憲法自身の第11節にかかわらず国籍に関する法を制定する権限を議会に与えている。1948年国籍法の第3節（1）は次のように述べている。「憲法第11節の意図するところに従い、『ビルマの先住民族』とは、アラカン、バマー、チン、カチン、カレン、カヤー、モン、シャンの各民族、および1823年以前からビルマ連邦領内に永住地として定住していた民族を意味する。」

⁽⁵⁹⁾ *Burma: The Rohingya Muslims: Ending a Cycle of Exodus?* ヒューマンライツウォッチ/アジア、ニューヨーク 1996年9月、p.23。

⁽⁶⁰⁾ 第7節（1）。

⁽⁶¹⁾ 第7節（3）。

1974年に新憲法が制定され⁽⁶²⁾、その条項は、両親がビルマ国籍の者および、新憲法が実施される前に旧法の定めるところによって国籍を付与された者だけが国籍資格を持つと定められた。⁽⁶³⁾

1982年に、新しい国籍法が発効した。⁽⁶⁴⁾ 1948年国籍法ではすべての国民に等しい権利を認めていたのに対し、新国籍法は国民を3種に分別した。また、政府直轄の「中央機関」なるものを設置し、これが幅広い権限をもって個々の国籍問題を処理することになった。⁽⁶⁵⁾

1. 全国民 (full citizenship) の資格は「カチン、カヤー、カレン、チン、バマー、モン、ラカイン、シャンなどの諸民族および1823年以前から領土内に定住していた少数民族」に認められている(第3節)。この定義の「・・・などの諸民族」といった文面は、ここに記述されている以外の民族に関しても柔軟に適用されるように見えるものの、「いかなる少数民族が国民であるか否か」については第4節で国家評議会に実質無制限の決定権を与えている。第5節は、「国民である両親を持つすべての国民と人民は、生まれながらにして国民である。」加えて、第6節いわく「この法の発効日時点ですでに国民であった者は、国民と認められる。」指定された国民カテゴリーの組み合わせに該当する両親のもとに国外で出生した子どももまた、国民とされる(第7節)。
2. 準国民 (associate citizenship) の資格を取得できるのは、特定の条件のもとで1948年国籍法(第23節)に拠ってすでに国籍を申請しており、その申請手続きが新法発布時に進行中であった者とその子どもである。第30節(c)では、準国民は「国家の法のもとに国民が享有する権利を享受する資格を持つが、時として、その例外となる権利が国家評議会によって規定される。」と定めている。この条項は軍政に、準国民とされる人びとの国民としての権利を奪う実質無制限の裁量を与えている。「中央機関」もまた広い裁量権を持ち、「国家に対する反意や不誠実」「不道徳行為」などといった理由——いずれも1年以上の禁固刑または罰金1000チャット(第35節)が課せられる——によって、準国民資格を取り消すことができる。
3. 帰化国民 (naturalized citizenship) は、先住民族とは認められない少数民族に属する、国民ではない者に付与される。これにはロヒンギャも含まれる。第42節は次のように規

⁽⁶²⁾ 1974年憲法は、1988年9月18日のクーデターにより軍が政府を掌握し民主化運動を暴力的に抑圧した際に、破棄された。

⁽⁶³⁾ 憲法145条。

⁽⁶⁴⁾ ビルマ国籍法 (Pyithu Hlittaw Law) 1982年法 No. 4は、1982年10月15日に発効した。

⁽⁶⁵⁾ 国籍法第67節によれば、中央機関は軍政がこれを設置し、内務大臣・防衛大臣・外務大臣がその任にあたる。第71節では、申し立ては大臣評議会に対して行うことができるとしており、それを処理し仲介となる独立の機関への申し立てはできない。いずれの機関も、決定理由を開示する義務を負わない。

定する。「1948年1月4日以前に領内に入り居住してきた者と、領内で出生したその子孫は、もしまだ1948年連邦国籍法に拠って申請をしていなかったのであれば、確実な証拠を用意のうえ中央機関に帰化国民資格の申請をすることができる。」両親がそれぞれ帰化国民、準国民もしくは外国人のいずれかである者もおなじく申請することができる（第43節）。帰化国民資格申請者全員に適用される条件としては、18歳以上であること、ビルマ語 (a national language) に堪能であること、人格精神ともに健全であること、などである（第44節）。準国民の場合と同様、帰化国民に対してもその享有し得る権利とし得ない権利とを決定するのは、中央機関に一任されている（第53節）。中央機関は幅広い裁量をもって、国家への不忠や「不道徳行為」を理由に帰化国民の資格を剥奪することができる（第58節）。

アムネスティ・インターナショナルとは
世界人権宣言が守られる社会の実現をめざし、世界中の人権侵害をなくすため、
国境を越えて声をあげ続けている国際的な市民運動です。
精神と身体、良心の自由と表現の自由、差別されない自由に対する重大な
侵害をなくすために、人権の促進と人権侵害の予防、調査、救援活動などに
取り組んでいます。

その特徴

1977年にノーベル平和賞を受賞し、国連や欧州評議会との協議資格を持つ
NGO（非政府組織）であると同時に、世界150カ国以上の国の国ぐににいる
180万人を超えるボランティア会員や支援者が、個々の犠牲者のために、また
世界中の人権侵害に対して、互いを尊重しつつ、国際的に連帯して効果的に
活動しています。

アムネスティは、手紙書きなどの誰もが普通にできる草の根活動を、国際世論の
形成につなげていきます。独自の調査で得た情報は厳密に検討され、人権状況の
改善に役立つよう、効果的に使われます。そうした調査や運動の中立性を保つ
ため、アムネスティは政治的、宗教的、また財政的に不偏不党の立場を貫きます。
調査や活動に対して、いかなる政府からも財政的な援助は受けません。

（数字は2003年12月現在）

書名 ビルマ（ミャンマー） 少数民族ロヒンギャ：基本的人権の否定 （第2版）
定価 500円

社団法人アムネスティ・インターナショナル日本

アムネスティはみなさんの会費と寄付でなりたっている不偏不党の市民団体です。

郵便振替口座番号：00120-9-133251

加入者名：社団法人アムネスティ・インターナショナル日本

東京事務所 〒101-0048 千代田区神田司町2丁目7 小笠原ビル7F

Tel：03-3518-6777 Fax：03-3518-6778

大阪事務所 〒552-0021 大阪市港区築港2-8-24 piaNP0509

Tel：06-4395-1313 Fax：06-4395-1314

ホームページ <http://www.amnesty.or.jp/>

電子メール info@amnesty.or.jp